

上下水道局からのインフォメーション

悪質業者にご注意ください!!

上下水道局の職員や委託業者を装い、ご自宅へ訪問する悪質な者や、不審な電話、メールが全国的に発生しています。闇バイトで集められた者がご自宅へ訪問して、詐欺行為をした事例もあります。被害にあわれないよう十分注意してください。



上下水道局では以下のようなことは行っていません。

- ・ご依頼のない水道管の調査や水質検査
- ・水道メータ交換における代金の請求
- ・浄水器販売・レンタルの斡旋
- ・排水管や桧のつまり除去、清掃

また、不審な点がある場合には、その場で契約や金銭の支払い等はせず、上下水道局にご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

上下水道局総務課

☎083-231-3121

万が一、被害にあわれ、高額な代金を請求された場合は、消費生活センターにお問い合わせください。

山口県消費生活センター

☎083-924-0999

下関市消費生活センター

☎083-231-1270

(市役所本庁舎 西棟5階)

下水道の放流水質基準及び特定事業場から下水道に排除させる排除基準が変わりました!

- 令和7年4月1日より下水道の放流水質基準項目のうち「大腸菌群数」が、大腸菌群数よりの確にふん便汚染を捉えることができる、「大腸菌数」に変更されました。

下水道法施行令 第6条第1項	(旧基準)	(新基準)
	大腸菌群数	大腸菌数
基準値	3,000個/cm以下	800コロニー形成単位/ml以下

- 令和6年4月1日より特定事業場から下水道に排除させる下水に含まれる基準のうち「六価クロム化合物」に係る基準が、六価クロムの人体に対する影響の正確な評価が可能となったことから強化されました。

下水道法施行令 第9条の4第1項	(旧基準)	(新基準)
	六価クロム化合物	六価クロム化合物
基準値	0.5mg/L以下	0.2mg/L以下

下水道施設課……………☎083-250-1040

長府浄水場更新事業 現場ホームページについて

令和6年3月から令和18年11月まで、長期にわたって工事を行っている長府浄水場更新工事につきまして、施工者である長府浄水場更新事業建設業務共同企業体(神鋼環境ソリューション・大林組)が工事の進捗状況や現場の状況(写真)等をホームページに掲載していますので、ご興味のある方は、ぜひホームページにアクセスください。

長府浄水場更新事業

🔍 検索

